

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年（平成37年3月31日まで） |
| 有効期間 | 一種（平成37年3月31日まで） |

警察庁丙組企発第60号、丙刑企発第96号
丙企画発第7号、丙生企発第79号
丙交企発第82号、丙備企発第134号
丙情企発第46号

平成31年4月1日
警察庁刑事局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長
警察庁情報通信局長

犯罪収益対策推進要綱の制定について

犯罪収益対策については、これまでに組織犯罪及びテロリズムに関する情勢やFATF（金融活動作業部会）による勧告に応じて、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をはじめとする犯罪による収益の移転に関連する法令の制定及び改正並びに所要の体制整備を適時行うなどの取組を推進してきた。

一方、犯罪による収益の移転に関する情勢は絶えず変化しており、特にITやネットワーク等の技術の進展に伴い、キャッシュレス化や利用者の匿名性が高い暗号資産により資金の決済体系が大きく変容しつつあるなど、犯罪収益対策を取り巻く環境はより複雑化している。

こうした情勢に的確に対処するためには、関係機関、事業者、外国FIU（資金情報機関）等との連携を更に強化しつつ、全国警察が一体となって、総合的な犯罪収益対策を推進することが重要であることから、別添のとおり犯罪収益対策推進要綱を制定することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達は、「犯罪収益対策推進要綱の制定等について」（平成19年4月26日付け警察庁乙刑発第2号、乙官発第6号、乙生発第2号、乙交発第2号、乙備発第3号、乙情発第2号）の有効期間が満了したことに伴い、所要の一部改正を行った上で再発出するものであることを申し添える。

犯罪収益対策推進要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み、全国警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、「組織犯罪対策要綱」及び「警察庁国際テロ対策強化要綱」に基づく取組と相まって、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 犯罪収益対策の推進

1 効果的な犯罪収益対策を推進するための基盤構築

警察庁は、犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析を行い、その結果を捜査機関等及び外国F I U（資金情報機関）に提供するとともに、特定事業者（法第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が法で定める措置を的確に履行するよう指導等を行うため、所要の体制を構築してきた。

また、都道府県警察においても、犯罪収益解明班を設置するとともに、各部門における犯罪収益関連犯罪（法第13条第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）の捜査体制を構築している。

警察庁及び都道府県警察は、I T技術の進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進む中、引き続き効果的かつ継続的な犯罪収益対策を推進するため、以下の事項にも十分配意しつつ、所要の体制を構築する。

(1) 職員の育成

警察庁及び都道府県警察は、犯罪による収益の移転に悪用されることが想定される新たな技術を活用した金融サービス等の動向、犯罪による収益の移転に係る手口、犯罪収益関連犯罪の取締りに有効な捜査手法、疑わしい取引に関する情報や外国F I Uとの情報交換の枠組みの効果的な活用方法等について、実践的な教養を実施する。

また、都道府県警察は、疑わしい取引に関する情報が組織犯罪の取締り等に積極的に活用されるよう、関係各部門における職場教養及び警察署に対する巡回教養を計画的かつ継続的に実施する。

(2) 新たな技術の導入等

警察庁は、新たな技術の有用性を積極的に検討し、外国F I Uの動向等を踏まえつつ、情報の整理、分析業務等の高度化・効率化を推進する。

また、都道府県警察は、警察情報管理システム等を積極的に活用するなど業務を効果的かつ効率的に推進する。

2 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析

(1) 警察庁における集約、整理及び分析

警察庁は、犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析を迅速かつ的確に行うとともに、法第13条及び第14条の規定に基づき、疑わしい取引に関する情報を捜査機関等及び外国F I Uに提供する。

犯罪による収益に関する情報の整理及び分析に当たっては、変化する各種情勢を踏まえて、分析手法及び分析対象の優先度を常に検証しつつ、情報相互の関連性及び組織犯罪等に関連する情報についても勘案した総合的分析を実施する。

また、各都道府県警察に対し、次の情報の報告を求める。

ア 犯罪による収益に関する情報の分析に資するため必要な情報

イ アに掲げるもののほか、警察庁において犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

(2) 都道府県警察における情報収集

各都道府県警察においては、全ての部門が緊密に連携し、次の情報を収集する。

ア 犯罪による収益の移転の実態に関する情報

イ 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報

ウ 特定事業者の法令上の義務違反に関する情報

エ アからウに掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

3 犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進

犯罪収益関連犯罪では、I T技術により金融サービスが高度化する中、インターネットバンキングやスマートフォンの電子決済機能といった新たな情報通信技術を悪用した犯罪が発生するなど従来と比較して犯罪の手口が多様化している。また、犯罪による収益の移転の検挙事例のうち、暴力団や来日外国人が主体となるものの割合が高いこと等も踏まえ、犯罪収益関連犯罪の取締り等については、以下の事項を推進する。

(1) 積極的な取締りの推進

警察庁は、疑わしい取引に関する情報を活用し、犯罪収益関連犯罪の捜査指導及び調整並びに犯罪組織等の実態解明を行う。

各都道府県警察においては、犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、疑わしい取引に関する情報や関係各部門の知見等を活用して犯罪による収益の剥奪を指向した追跡捜査を推進し、犯罪組織に係る財産の発見、解明を徹底する。各種犯罪の事件化に当たっては、犯罪による収益の発見や検挙を逃れようとする行為に対して、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）を積極的に適用する。

(2) 没収保全請求等の的確な実施

各都道府県警察においては、犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、各種犯罪の検挙にとどまることなく、検察庁とも緊密に連携しつつ、犯罪による収益や犯罪供用物等の没収が適切に行われるよう証拠の収集・分析に努めるとともに、これらが発見した際には、速やかに起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施し、犯罪組織等の資金源を遮断する。

(3) その他の手法の活用

各都道府県警察においては、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく措置だけ

でなく、捜索・差押え、外国F I Uへの提供要請、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会をとらえて犯罪による収益の剥奪に資する措置を講ずるよう努める。

4 国際的な連携の推進

警察庁は、組織的な犯罪及びテロリズムが国際社会の脅威となつていくとともに、犯罪による収益の移転が国際的な金融取引及び商取引を通じて行われていることを踏まえ、外国F I Uとの犯罪による収益の移転に関する情報の交換を一層推進するとともに、情報交換のための枠組みの更なる構築、犯罪収益対策に係る国際勧告の改訂、外国による国際勧告の履行のための支援等の様々な側面から国際連携の強化に努める。

5 官民連携の推進

警察庁は、関係機関及び特定事業者と連携して、犯罪収益対策に関する課題を共有するとともに、特定事業者が法で定める措置を的確に行うために必要な収益の移転の危険性の程度等に関する情報を提供し、措置の実施方法について適切に指導及び助言を行うほか、従業員研修や自主的な取組の実施に当たり専門的知見を有する職員の派遣等を行う。

また、警察庁及び都道府県警察においては、犯罪収益対策の重要性に関する国民の理解を深めるため、関係機関及び特定事業者と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響についての広報啓発活動を行う。

第3 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱い

1 保秘の徹底

疑わしい取引に関する情報を活用した犯罪捜査を行うに当たっては、被疑者その他の関係者に当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底することはもとより、特定事業者に対しても、法第8条第3項に定める疑わしい取引に関する情報の取扱いにおける保秘の徹底を周知する。

2 漏えい等の防止の徹底

警察庁においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第9号）に基づき、疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

各都道府県警察においては、疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

第4 表彰

表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労だけでなく、犯罪による収益の剥奪に関する功労、犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労及び事件検挙等の過程における疑わしい取引に関する情報の積極的活用に関する功労についても考慮するものとする。